

茨城県ハングライダーの会 2024年 会報

2024年5月発行

茨城ハングホームページ : <https://itajiki.com/>



茨城ハング Facebook : <https://www.facebook.com/ibarakihang/>



1. 会からのお知らせ

< 救急法講習会 開催のお知らせ >



救急法講習会開催のお知らせです。八郷消防署による普通救命講習 I(心肺蘇生、AED、茨城ハング所有の救急機材のチェック)となります。事前に1時間程度のe-ラーニング(応急手当WEB講習)を受講いただき、その後実技を伴う講習を2時間程度行う形となります。スカイスポーツの現場に限った話ではなく、万が一の場合に備え身に付けておきたい、そして反復練習しておきたい内容となっております。

会員以外の方の参加も歓迎致しますが、定員を上回る応募があった場合は、茨城ハングの会員の方を先着順で優先させていただきますので予めご了承ください。数少ない機会ですのでお誘い合わせの上、奮ってご参加願います。

主催団体 茨城県ハングライダーの会

日時:6月22日(土) 集合 9:00 終了 12:00 予定

場所: 大増多目的センター (板敷ランディング場付近)

内容: 普通救命講習 I(心肺蘇生、AED、茨城ハング所有の救急機材のチェック)

講師: 八郷消防署

定員: 15~20 名程度

参加条件: 予め以下 e-ラーニングを受講し、受講証明書を持参してください。

[石岡市消防本部]のホームページ「<https://fd.city.ishioka.lg.jp/>」から[各種講習]→[救急]→[救命講習会]~下の方にある[e-ラーニング(応急手当 WEB 講習)]を受講して、受講証明書をプリントあるいはスマホやタブレットに画面保存。

※ e-ラーニングの受講にかかる時間は1時間程度です。

受講料: 無料

受講日(当日)の対応

- ・窓、出入り口を開け換気を行い、講習会を実施します。
- ・受講者同士の間隔を1m以上確保します。
- ・受講者のマスク着用を推奨しますが、個人の判断が基本となります。
- ・体調不良者は受講を控えていただきます。
- ・非接触型体温計を使用し検温を行い、37.5度以上の発熱がないか、呼吸器症状はないか確認をいたします。
- ・e-ラーニングの修了証を提出していただきます。
- ・人口呼吸についての必要性を説明し、実技は行いません。

準備する物: 普段通りの動きやすい服装。スカート等は不可。

参加申込み期限: 6月12日(水)まで

申し込み・問い合わせ先: 茨城県ハングライダーの会 事務局

email: renraku@itajiki.com

———下記を連絡願います———

1. 「6月22日救急法受講希望」
2. 茨城ハング会員の場合は会員番号(会員でない場合は所属クラブなど)
3. 氏名 および フリガナ
4. 生年月日
5. 居住都道府県
6. E-mail アドレス

< 茨城ハングの入会検定委員について >

茨城ハングの入会について検定を行っている委員は下記通りになります。入会相談があった場合はこちらをご案内下さるようお願いいたします。

茨城ハング検定員

担当役員	受付場所	電話番号
郷田 徹	ウインドスポーツ	0299(44)3725
桂 敏之	スポーツオーパカイト	0299(44)3642
鈴木 由路	晴飛	090(6106)6466

もくじ

1. 会からのお知らせ	1
2. 2024年 茨城ハング総会報告	3
3. 2024年総会報告添付資料	7
4. 会計報告および予算案・事業計画補足資料	8
5. 板敷エリア管理年間請負作業発注仕様書	9
6. 茨城ハング役員会報告	11
7. 定例報告事項	12
8. 報告・審議事項	14
9. 大会・イベント報告	14
茨城県ハンググライダーの会会則	17
エリアルール	21



2. 2024年 茨城ハング総会報告

2024年 茨城ハング総会

日時:2024年3月10日(日)16:00-16:40

場所: ウインドスポーツ 及び Teams によるリモート開催

出席者数: 26名(議長、リモート参加含む)

(会長挨拶)

昨年は大きな事故もなく運営できました。今年は茨城ハングが設立して45周年を迎えます。これもひとえに会員の皆様のご協力あってこそだと感謝しております。機会があれば記念パーティーを開催したいと思いますのでその際にご参集いただければと思います。本年もよろしくお願いいたします。

(議長選出)

鈴木役員を議長に選出

1. 2023年度事業報告

(1) 事業概要報告(資料後掲)

(2) エリア管理報告(年間委託契約作業内容については後掲資料を参照ください)

毎回の整備作業を牟田園役員が検収し、役員会で報告している。個々の内容については後掲「7.定例報告事項」を参照していただきたい。

(3) 会計報告(資料後掲)

収入の部:入会者は減少傾向であったがビジターが多かったこともありおおむね予算通り推移した。

支出の部:エリア整備における枝払い作業について、伐採が必要となるほど伸びた木々が想定より下回ったため、計画したほど作業が発生せずに済んだこともあり、支出としては抑えられた。

(4) 会計監査報告

会計監査の大野氏より会計処理に問題がない旨の報告があった。

質疑応答

Q1.借地料に変更はないか?

A1.昨年からの変更は発生していない。

以上、(1)~(4)について全会一致で承認。

2. 2024 年度事業計画

(1) 事業計画概要(資料後掲)

(2) 予算計画(資料後掲)

収入の部：昨年度比でマイナス計画となる。昨年久しぶりに微増となった会員数であるが、3月時点で会員数が昨年よりも少なく本年再び減少となる見込み。

支出の部：昨年度比で増加となることを見込んでいる。概要としては昨年度少なく済んだ枝払いについて、その反動も鑑み例年通りの回数以上がみこまれること、また今まで一般相場より大幅に低い価格で対応いただいていたエリア整備費の価格適正化を行ったことによる。

収支計画：単年度としてはマイナス予算計画となる。本年の会の運営としては予備費に余裕があるため即会費値上げ検討を行わなくとも今年度としては成り立つ計画を見込んでいるが、翌年以降は再考する必要があるが見込まれる。

質疑応答

Q1. 昨年の雑収入としては主にどのようなものがあるのか？

A1. オータムフライトの参加費や BNP カップ協賛（※1）を雑収入としている。この他に冬ラン解体場の賃貸料（※2）が含まれている。

※1：ここ数年協賛いただいた BNP カップの協賛であるが、今年からは辞退させていただきたいという申し出があった。会からは数年にわたり協賛いただいたことに感謝の意を伝えることとした。

※2：冬ラン解体場は現在ウインドスポーツにて借り受けている。地権者の意向から茨城ハングが間に入る形でそのままの金額で貸し出す方式をとっている。

共有事項

地元土地改良組合より、ランディング用水路上の渡しネット下の崩れている箇所へ土嚢補強を無償で実施頂けるとの申し出があった。時期としては秋ごろ予定とのことなので、詳細については役員会にて調整していくこととした。

以上、(1)、(2)について全会一致で承認。

3. 会則改定

会則改定は特になし

4. 2024 年度役員改選

新規：3名

辞任：3名

役職	氏名
会長	藺部 重己
副会長	岡本 正美、小田島 久則
会計	岩崎 隆司
渉外	桂 敏之
事務局	呉屋 紀彰
エリア管理	牟田園 明
役員	猪川 哲一郎、今村 奏海、上田 佳央、大沢 豊、 河上 真一郎、郷田 徹、児玉 智雅、今野 明、 鈴木 由路、瀧野 慎太郎、横山 豪
会計監査	大野 洋

以上について全会一致で承認。

5. その他（会員からの提案・質疑応答、お知らせ等）

各報告事項にあった質疑応答以外特になし

(閉会)

3. 2024 年総会報告添付資料

1. 2023 年度事業報告

事業概要

1月	役員会
3月	総会、役員会 (スプリングフライト)
6月	役員会 救急法講習会
9月	山上げ道路沿い枝払い
11月	役員会 オータムフライト

上記のほか、日常的なエリア整備活動および安全対策活動を実施しました。

- ・地元との連携強化

ごみ拾い、枝払い作業、他役員だけではなく多くの会員にも参加していただきました。

2. 2024 年度事業計画

事業概要

2月	役員会
3月	総会 (スプリングフライト)
6月	役員会 救急法講習会
9月	山上げ道路沿い枝払い
10月	役員会
11月	オータムフライト

上記のほか、エリア整備活動および安全対策活動を実施します。

- ・テイクオフ 枝払い
- ・ランディング安全対策
- ・地元との連携強化
- ・会からの連絡事項発行（ホームページ情報更新、ハガキ・会報の発行）

4. 会計報告および予算案・事業計画補足資料

1. 2023 年度会計報告補足

(1) 事務経費

会報印刷および発送経費（会員証 1 回、会報 1 回、案内葉書 2 回）、ホームページ運営諸費用です。

(2) エリア整備費

年間エリア管理業務については別資料「板敷エリア管理年間請負作業発注仕様書」を参照願います。

(3) 大会費

オータムフライトへの補助金です。

他の大会は、茨城ハングからはエリアを提供するのみで独立採算となっています。

(4) 渉外費

役員、および役員会から委任を受けた会員が本業を休んで会の活動(役場折衝等)を行う際に支払う日当です。

(5) 地元協力金

八郷町観光協会会費 10,000 円

地元祭礼寄付金・差し入れ 20,000 円（夏、秋それぞれ 10,000 円）

多目的センター借費 5,000 円／1 回（※）

※2023 年は救急法講習会の開催にて利用

2. 2024 年度予算案補足

(1) 大きな支出予定

今年は通常のエリア整備以外に、大きな出費は予定しておりません。

(2) 会費収入

会費を納入した会員数は 2023 年度 110 名、2024 年度 93 名（3 月時点）でした。

(3) 借地料減額のお願いや、支出削減努力

借地料減額について前回大幅に削減頂いていることや円安の進行、コスト負担の高まりもあり、減額交渉として前向きな状況ではないが様子を伺いつつ対応していきたい。

5. 板敷エリア管理年間請負作業発注仕様書

I 適用

本仕様書は、茨城県ハングライダーの会(以下「会」と記載する)が発注する、板敷エリア管理年間請負作業(以下「本作業」と記載する)に適用する。

II 見積範囲

1. 草刈り作業

作業範囲は TO・LD・土手とする。

当該契約年度内において、作業回数を以下の通りとする。追加対応が必要な場合別途契約事項として定義。

TO 2回

LD 4回

土手 3回

2. 消耗品

ガソリン、草刈刃等の消耗品費

3. トラクター・草刈り機持込

4. TO 便所保守管理

汲み取り代金は会が負担する。受注者が立替払いし、後日実費にて精算する。

便所備え付けの消耗品は会からの支給とする。

5. エリア巡回作業 12回

エリア設備の軽修理作業を含む。

安全に影響のある異常で軽修理不能な事態を発見した場合には、直ちに会に報告すること。

破損した吹き流し交換作業は作業範囲に含み、材料費は実費にて支給する。

吹き流し全損の場合には、相当する製品購入の実費を支給する。

6. 排水ポンプ保守管理

ポンプのガソリン代は会からの支給とする。

7. 枝払い作業

TO 周辺及びエリア利用に支障をきたす範囲の枝払い。

III 支給物品

下記物品は会からの支給とする。ただし受注者が立て替え払いにて購入し、後日実費にて精算する。

1. 破損した吹き流しの修理・交換材料代実費(全損の場合には製品購入相当額)

2. 便所備え付けの消耗品代実費(ペーパー等)

3. 排水ポンプのガソリン代実費

4. 枝払い作業の消耗品代実費(チェーンソーのガソリン代、刃等)

IV 検収

1. 草刈り作業、枝払い作業

当該契約期間内において、会との間で別途協議の上定める日までに作業を完了し、検査合格を持って検収とする。

2. エリア巡回作業

会の指定する日(計 12 回)に巡回を行い、結果報告を持って検収とする。

3. 保守管理(TO 便所・排水ポンプ)

1 年間の保守管理の完了を持って検収とする。

V 契約期間

本作業の契約期間は、会が定める当該年度 1 年間(1 月 1 日～12 月 31 日)とする。

VI 別途契約事項

本仕様書に記載していない以下の項目については、別途契約とする。

1. 臨時草刈り作業(本仕様書記載の作業回数を越えて作業する場合)
2. ランチャー台補修作業
3. LD 渡り板補修作業
4. 貸与物品に関し、受注者の責に依らない破損が生じた場合の修復費用

VII 仕様外事項

以下の項目については、本作業の範囲外とする。

1. ゴミ拾い作業

上記発注仕様書に対する見積り結果

2024 年度 ¥650,000 (一般相場と比較し乖離が大きかったため見直しを実施)

[過去の見積り額 ¥450,000 (2023 年度 インボイス対応により減額) ¥490,000 (2022 年度)

(以下内訳)

1. 草刈り作業

TO 2 回

LD 4 回

土手 3 回

2. 消耗品

ガソリン、草刈刃、トラクター軽油、チェーンソー燃料、刃

3. トラクター・草刈り機持込

4. TO 便所保守管理

5. エリア巡回作業 12 回

6. 排水ポンプ保守管理

7. 枝払い(都度)

(事務局注)

1. 渡り板の補修は年間契約に含みません。
2. 土手草刈りは年間契約に含みます。
3. 草刈りの燃料代は年間契約料金に含みます。
4. トラクターと草刈り機はエリア管理請負業者による持ち込み作業となります。

6. 茨城ハング役員会報告

2023年～2024年役員会開催状況（前回会報報告時以降）

2023年6月役員会				
開催日時	2023年6月24日(土)16:30～17:25			
場所	ウインドスポーツ および リモート			
出席者	藺部 重己	小田島 久則	岩崎 隆司	大沢 豊
リモート含	桂 敏之	郷田 徹	坂上 碩嵩	鈴木 由路
	牟田園 明	横山 豪	呉屋 紀彰(書記)	

2023年11月役員会				
開催日時	2023年11月4日(土)16:30～19:00			
場所	ウインドスポーツ および リモート			
出席者	藺部 重己	岡本 正美	小田島 久則	岩崎 隆司
リモート含	桂 敏之	井上 潔	上田 佳央	大沢 豊
	河上 真一郎	今野 明	鈴木 由路	横山 豪
	渡辺 優(代理)	呉屋 紀彰(書記)		

2024年2月役員会				
開催日時	2024年2月4日(土)16:30～18:15			
場所	ウインドスポーツ および リモート			
出席者	藺部 重己	岡本 正美	小田島 久則	岩崎 隆司
リモート含	桂 敏之	牟田園 明	井上 潔	大沢 豊
	河上 真一郎	鈴木 由路	横山 豪	瀧野 慎太郎(代理)
	呉屋 紀彰(書記)			

2024年3月役員会				
開催日時	2024年3月10日(日)16:50～17:30			
場所	ウインドスポーツ および リモート			
出席者	藺部 重己	岡本 正美	小田島 久則	岩崎 隆司
リモート含	桂 敏之	牟田園 明	安東 正夫	井上 潔
	今村 奏海	上田 佳央	大沢 豊	河上 真一郎
	郷田 徹	児玉 智雅	今野 明	坂上 碩嵩
	鈴木 由路	瀧野 慎太郎	横山 豪	呉屋 紀彰(書記)

その他、適宜役員メーリングリストにて会合実施

7. 定例報告事項

(1) 会員報告

2024 年会員数報告（5 月 25 日現在）

茨城ハング総会員数 96 名（2023 年比▲8 名）

継続会員 78 名

新入会員 8 名

再入会員 10 名

(2) エリア管理作業報告（2023 年会報未掲載分含む）

作業日時	作業内容
2023 年	エリア見回り
3 月 30 日	T O トイレ掃除
4 月 9 日	L D 吹流し交換
4 月 27 日～29 日	第 1 回 L D トラクター草刈
4 月 28 日	エリア見回り T O トイレ掃除 第 1 回 L D 土手草刈
5 月 30 日	エリア見回り T O トイレ掃除
6 月 1 日	L D 排水ポンプガス補給
6 月 4 日	山あげ道の整備
6 月 5 日	L D 吹流し交換
6 月 17 日～18 日	第 2 回 L D トラクター草刈
6 月 25 日	エリア見回り T O トイレ掃除 T O トイレ鍵下見 L D 吹流し交換 L D 排水ポンプチェック
7 月 1 日	T O トイレ鍵取付 T O 吹流し交換
7 月 5 日	第 1 回 T O 草刈 第 2 回 L D 土手草刈
7 月 26 日	エリア見回り T O トイレ掃除 L D 吹流し交換 L D 排水ポンプチェック
8 月 2 日	第 3 回 L D トラクター草刈
8 月 18 日	L D 吹流し交換

8月29日	エリア見回り T Oトイレ掃除 L D排水ポンプチェック
9月1日	臨時L Dトラクター草刈（下段+解体場のみ）
9月9日	第2回T O草刈 T O吹流し交換 L D吹流し交換
9月10日	山あげ道台風による土砂流出撤去（ボランティア2名）
9月24日	林道草払（ボランティア8名）
9月28日	第3回L D土手草刈 エリア見回り T Oトイレ掃除 L D排水ポンプチェック
10月5日	第4回L Dトラクター草刈
10月20日	エリア見回り T Oトイレ掃除 L D吹流し交換 L D排水ポンプチェック
11月19日	エリア見回り T Oトイレ掃除 L D吹流し交換
12月30日	エリア見回り T Oトイレ掃除
2024年 1月27日	エリア見回り T Oトイレ掃除 立ち木伐採打合せ
2月28日	エリア見回り T Oトイレ掃除
3月10日	T O吹流しポール交換 L D排水ポンプガス補給

(3) 会計状況報告（岩崎役員）

収入部門

会員数は昨年より下回っている。秋口にかけて新入会員が見込まれるが昨年度より下回る見込み。それ以外の点では大きな乖離無し。

支出部門

計画に対し大きな差異なし。

8. 報告・審議事項

(1) 林道の枝伐採について

テイクオフへ上がる林道において毎年夏季になると枝が伸びてきており通行の妨げとなっている。会として適宜様子を見つつ伐採対応を行っており、2024年度についても夏の終わりごろに実施を計画する。

(2) 林道の道路状態について

テイクオフへ上がる林道においてアスファルトが崩れかけている場所がある。生活道路ではないため役所の対応も遅い状況である。緊急を要する状況ではないが放置しておいて悪化すると問題となるため市へ申し入れを行ったが未だに補修されていない状態となっているため引き続き会員への注意を呼び掛けることとした。

⇒ 崩れている箇所については注意して通行頂くようお願いいたします。また危険な箇所等見かけた場合は茨城ハング役員または各ショップのスタッフにご連絡いただけると助かります。

(3) メインランディング場-サブランディング場間の渡り網下への土嚢追加について

地元土地改良組合より、川の中の土を上げ残土処分としてメインランディング場-サブランディング場間の渡り網下へ土嚢追加による補修を無償で実施頂ける、との申し入れがあった。実施は秋口の見込みとのことで詳細については役員会で調整を行うこととした。

(4) エリア整備費（草刈の費用）について

エリア整備に含まれる草刈作業について、昨今の物価高騰もあり見直していただきたいとの要望があった。一般業者との比較検討を行ったところ相場との乖離も確認できた。委託先の再検討という意見もでたが、元々世間の相場より安価に対応いただいていたことと、ハングライダーのエリアという特殊事情もあることから、特性に知見のない業者への委託は課題もるため、委託先変更は見送ることとし、エリア管理請負作業費について一般相場を加味した上で増額し予算計画へ盛り込むこととした。

9. 大会・イベント報告

(1) 2023年救急法講習会開催報告

今回も石岡市消防本部の皆様にご指導を賜り、総勢9名の受講者が参加した。コロナ感染症対策として一部WEB講習による事前受講など取り入れられ、講習の場では心肺蘇生法(CPR)等の実技に集中した形で講習を行った。

⇒ 2024年度も救急法講習会を開催します。会報の冒頭に案内文を掲載しております。忘れていた知識があるかもしれません。また講習の内容も少しずつではありますが年々進化しております。しばらく参加されていない方もこれを機に是非受講してみてもは如何でしょうか。

(2) 2023年オータムフライト・B-NPカップ開催報告

予定通りの日程でオータムフライト開催、今年も熱い戦いが繰り広げられた。今年も会からの協賛の他、会員・元会員より沢山の協賛をご提供いただいた。

⇒ 2023年も皆様のご協力により、オータムフライトを無事開催できました。ありがとうございます。今年もオータムフライト開催いたしますのでよろしくお願いいたします。



<オータムフライト結果>

クラス	成績	名前
総合	優勝	権太 選手
エキスパート	優勝	加藤 選手
エキスパート	準優勝	佐々木 選手
ひよこ	優勝	権太 選手
ひよこ	準優勝	瀧野 選手
C級賞		加藤 選手
平均賞		今野 選手
平均賞		岡本 選手
じゃんけん賞		菅波 選手
実行委員から賞		高見 選手

(3) 2024年日本選手権（スプリングフライト）について

競技者育成プログラム Fledge 企画の一環として、メキシコから Rudy 選手を招待して大会が行われた。前半4日は天候に恵まれず連続でのキャンセルとなったが、4日目には Rudy 選手を講師としたフライトセミナーが企画され、世界トップパイロットと意見交換をすることができ大いに盛り上がった。迎えた最終日、予報は決して良くはなかったが、ギリギリ競技可能な条件のなか 63km タスクを6名がゴールし大会としての面目を保つことができた。

クラス	順位	氏名	都道府県	使用機体	得点
総	1	砂間 隆司	愛知	Aeros Combat	897
	2	大門 浩二	茨城	WillsWing T3 144	874
	3	大陽 智仁	茨城	Aeros Combat 13.7	854
	4	鈴木 由路	茨城	Moyes RX3.5 pro	846
	5	Rudy Gotes	メキシコ	WillsWing T3 144	829
合	6	氏家 良彦	兵庫	Aeros Combat09	812
女 子	1	野尻 知里	茨城	Aeros Combat	364
	2				
	3				

(4) 2024年トントントンカップについて

2024年3月16日（土）～17日（日）の2日間の日程でトントントンカップが開催された。東大、東京農工大、東海大、他有志の大学の現役学生及びOB/OGが集まり、空中・地上での異種多種競技で大学対抗戦が行われしのぎを削った。



救急法講習会 : 2024年6月22日(土) 9:00~12:00

場所 : 大増多目的センター

次回役員会 : 2024年6月22日(土) 16:30~

場所 : ウインドスポーツ

茨城県ハンググライダーの会会則

(2017年3月5日 改定)

第1章 総 則

- 第1条 本会は、名称を茨城県ハンググライダーの会と称する。
- 第2条 本会は、会員がハンググライダー愛好者として互いに協調し、フライトの場を確保するとともに、飛行の安全と技術向上をはかり、地元の方々の理解を得て当地をハンググライダーフライトエリアとして確立することを目的とする。
- 第3条 本会の所在地は、茨城県石岡市に置く。
- 第4条 本会は営利追求のための事業は行わない。
- 第5条 第2条の目的のために、次の事業を行う。

第2章 事業内容

- 第6条 ハンググライダーの安全確保と技術の向上。
- 第7条 フライトエリアの管理と運営
1. 必要な土地の借用と管理
 2. エリアの整備
 3. エリア使用に関するルールの制定と実施
 4. エリアテストの実施とビジターフライトの管理
- 第8条 新たなエリアの開発
- 第9条 会報の発行

第3章 会 員

- 第10条 本会の会員は、性別、国籍のいかんを問わず、ハンググライダー愛好者をもって組織する。なお、会員資格は附則による。
- 第11条 会員は常に安全第一と心がけ、実行しなければならない。
- 第12条 会員は、フライトに際し万一の事故におけるすべての責任は自己が負い、本会並びにフライトエリア所有者に対して責任の追求をしてはならない。
- 第13条 会員は、次の各号の一つに該当する場合は、本会の会員たる資格を失う。
1. 本会の規則に反する言動があり、役員会において除名決議されたとき。
 2. 所定の会費を所定期間内に納入しなかったとき。
 3. 第8章「反社会的勢力でないことの表明・確約」に規定する禁止事項に該当する行為の実施・もしくは禁止条項にかかる虚偽の報告がなされていることが判明したとき。

第4章 役 員

- 第14条 本会には22名以内の次の役員及び2名以内の会計監査を置く。なお、会計監査は非役員とする。
- 1.会長 2.副会長 3.事務局長 4.会計 5.エリア管理 6.渉外 7.一般役員
- 第15条 前条の役員及び会計監査は総会において会員の中から選出する。
- 第16条 -2007年2月 削除-
- 第17条 役員及び会計監査の任期は1年とし、再選を妨げない。

第5章 総 会

第18条 総会は全会員を対象として年1回開催する。

第19条 次の各項は総会において審議する。

1. 決算報告
2. 監査報告
3. 事業方針
4. 予算
5. 会則の改正
6. 役員及び会計監査の選任

第20条 総会の開催日時は役員会において決定し、会長が前もって全会員に通知する。

第21条 総会の議決は出席者の7/10以上の多数をもって成立する。

第6章 役員会

第22条 役員会は原則として2カ月に1回開催することとする。また役員会の開催手段として電子的な手段を用いることができる。

第23条 役員会は第19条の総会の審議事項を除くすべての事項についての決定機関とする。

第24条 役員会における評決は、出席者の7/10以上の多数をもって成立する。但し、第13条第1号の除名決議については現役員の7/10以上の多数をもって成立するものとする。

第25条 役員会の開催日時・場所・手段は役員会で選出された議長が決定する。

第26条 会員は誰でも役員会を傍聴し、あるいは役員会に出席して意見を述べる権利を有する。

第27条 役員会の決定事項及び討議内容については、事務局が会報を通じて、またはエリア内への掲示などの方法で会員に報告する。

第7章 会 計

第28条 本会の収入は次の各項により構成する。

1. 入会金
2. 会 費
3. 罰 金
4. ビジターフライト料金
5. エリアテスト料金
6. 寄付金

第29条 前条の収入は次の各号に使用するものとする。

1. 会則第6条から第9条に定める事業の実施に使用する。
2. 本会の運営に必要な経費として使用する。
3. 年繰越金は次年度の予算に繰り入れる。

第30条 決算は年1回とし、会計年度は1月1日より12月31日までとする。

第31条 会は会計業務遂行のため、以下の者に会の代表として出納の権限を委任する
代表者：岩崎 隆司

第8章 反社会的勢力でないことの表明・確約

第32条 茨城県ハングライダーの会は以下に規定に該当する暴力団員の構成する団体ではないこと、もしくは1～7の各号のいずれかにも該当する行為を行わないことを表明・確約する。あわせて会は会員に対し、1～7の各号のいずれかに該当する行為が判明、あるいは虚偽の申告が判明した場合には直ちに会員資格を取り消すものとする。

1. 不当に暴力団員等またはテロリスト等を利用していると認められる関係を有すること（自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的による共働等）、
2. 暴力団員等またはテロリスト等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
3. 暴力的な要求行為
4. 法的な責任を超えた不当な要求行為
5. 一般の取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
6. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて他者の信用を毀損し、または他者の営みを妨害する行為
7. その他前各号に準ずる行為

第9章 その他

第33条 本会の功労者を対象に名誉会長及び名誉会員の制度を設ける。名誉会長及び名誉会員は総会で選出され、年会費を免除される。

附則1 会員資格

- 1.本会所定の会費を納入したものであること。
- 2.本会会則を理解し、会則に従うもの。
- 3.本会が実施するエリアテストに合格した者であること。

附則2 会費

- 1.入会金 ¥ 7,000 円
- 2.年会費 ¥ 20,000 円
- 3.入会金の納入は、入会時とする。
- 4.会費は1月1日より12月31日迄分とする。
- 5.会費の納入期限は役員会が定めるものとするが、初年度は入会時とする。

附則3 ビジターフライト

- 1.会員外のフライトとしてビジター制度を設ける。
- 2.ビジターフライヤーは、本会の定めるすべての規則・ルールをすべて守らなければならない。
- 3.ビジターフライヤーは、万一の事故に際して本会あるいは土地所有者に責任の追求をせず、すべての責任を自己で負わなければならない。
- 4.ビジターフライヤーに本会の規則・ルールに反する言動があった場合、役員会は決議により当人の以後のフライトを拒絶することができる。
- 5.役員会は会員のフライト環境を守るため、決議によりビジターフライトを制限することができる。
- 6.ビジターフライヤーのフライト資格及び手続きについては別途定めるビジタールールによる。

附則4 特記

- 1.定められたランディング場外に降りた場合において、第三者に損害を与えた場合は、本人自身がその賠償をしなければならない。なお、すみやかに本会に状況報告するとともに、別途定めるランディングルールに従って事後処理を行うこと。
- 2.フライトエリア内のたき火は禁止し、特に山林にては火の用心に努めること。
- 3.土地所有者がフライトの中止を要望した場合は、理由のいかんを問わず、飛行してはならない。

改定履歴

改定年月日	改定内容	備考
2007/2/25	改定履歴追加	
	改定：第1章 総則 第3条	所在地の表記変更
	改定：第6章 役員会 第22条、第24条、第25条	評決時の決議人数の割合変更 役員会開催手段の追加
	廃止：第4章 役員 第16条	役付役員の年会費を免除する規定の廃止
2016/3/6	追加：第3章 第13条 項目3	第8章に該当する者を追加
	追加：第7章 第31条	会計委託者の明記
	追加：第8章 第32条	反社会的勢力でないことの表明・確約
	改定：第9章 第33条	章番号、条番号の追加に伴う繰り越し
2017/3/5	附則1 会員資格 1	左記2つのJHFに関する記載を会則から削除し、エリアルールへ移行
	附則3 ビジターフライト 2	

エリアルール

(2022年3月13日改定)

- 1. 当会管理のエリアでフライトする者は、JHF のフライヤー会員登録が有効であること。フライトの都度、会員番号と有効期限を確認すること。
- 2. 飛行前の安全確認

安全を最大限確保するため、必ずランチャー台の入り口において他の人に機体を支えてもらった上で、機体にぶら下がるハングチェックを行ない、自分自身でカラビナが確実にかかっていることを確認すること。テイクオフの動作に入る前にまずテイクオフの宣言を行なった後、他のランチャー台からテイクオフする人がいないことを確認した後でなければ、テイクオフしてはならない。以下にその手順を示す。

「飛行前の安全確認」(テイクオフへの 5 ステップ)

(ステップ1) 機体のプレフライトチェック。

(ステップ2) カラビナをかけ、ぶら下がってハングチェック。

(ステップ3) 声を出してカラビナとレッグストラップを目視確認。
(例)「カラビナよし!」「レッグストラップよし!」

(ステップ4) 声を出してテイクオフの宣言。
(例)「西、行きます!」「メイン、出ます!」

(ステップ5) 他のランチャーからの返事を確認してからテイクオフ

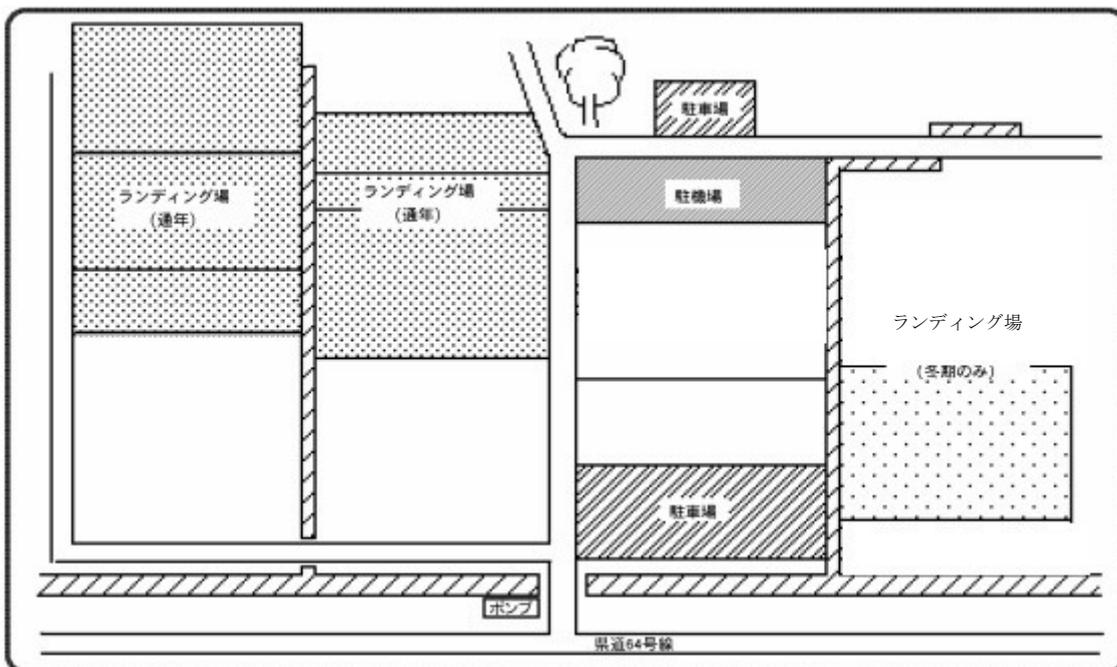
この「飛行前の安全確認」を怠ることは、危険行為とみなされ、1ヶ月のフライト停止処分の対象となる。

楽しく安全なフライトとなるよう、お互いに注意・協力を全うすること。

- 3. ランディングルール

ランディング場

1. ランディング場は地図に示す範囲とする。
2. 板敷ランディング場周辺 1km 以内に降りた場合、次の例外を除きアウトサイドとする。
 - a. 冬期ルールの期間で、ランディング場周辺の休耕地(駐車場より北側 250m と南側 500m、および県道 64 号線より東側最大 500m の範囲の中で、電線・電話線よりランディング場側の区域)。ただし可能な限りランディング場内に着陸すること。
3. 板敷ランディング場周辺 1km 以遠に降りた場合、アウトランディングとし「アウトランディングレポート」に必要事項を記入の上、会へ提出する。
4. 機体のブレークダウンは駐機場または駐車場で行うこと。ランディング場でのブレークダウンは禁止する。
5. アウトサイドをした場合はアウトサイドの処理規定による。



アウトサイドの処理

1. 会の定めるランディング場以外に降りた場合、いかなる場合でもアウトサイド扱いとする。アウトサイドした場合、被害の有無に関わらず会が用意したアウトランディングレポートを記入し会へ提出する。耕作地に降りた場合や建物などに損害を及ぼした場合は酒 1 升程度をもって耕作者または被害者の家に謝りに行く。なお、謝りに行った家でアウトサイド封筒に署名を貰うこと。例年 4 月 25 日～9 月 30 日は田植え期間となるため、作物が植わっていなくても耕作地に降りた場合は被害の有無に関わらず罰則は生じるものとする。ただし、会が別途定める特定の耕作地については、これを免除することがある。
2. 損害賠償を請求された場合は責任をもって補償に応じること。
3. アウトサイドレポート(着地場所を明記すること)を書き、罰金 2,000 円を同封して他の会員にアドバイスと署名を記入して貰い、エリア関連のショップに提出する。(ビジターの場合は推薦者が提出する)
ただし、会が別途定める特定の耕作地については、アウトサイドの罰金を 1,000 円とする。
4. 山チンの場合は罰金 2,000 円、スタチンについては罰金 1,000 円として 3.と同様の手続きをする。
5. 電線事故など重大事故については直ちに役員に報告し、自分一人で処理しないこと。
6. ビジターのアウトサイド(山チンを含む)は当日を含め以後 10 日間の当エリアでのフライト停止とする。ただし、推薦者の判断によりフライト停止期間を短縮することができる。

● 4. 危険行為に対する罰則規定

フライト中の次の行為は当日を含め 1 カ月間のフライト停止とする。ただし役員会は協議の上、その期間を延長あるいは短縮することができる。また危険行為を犯したフライヤーはその経緯、結果等を「危険行為レポート」に記入の上、速やかに会へ提出すること。

1. パラシュートの使用
2. 電線(電話線、TVケーブルを含む)及び電柱への接触(被害の有無を問わない)。
電線をくぐった場合また異常接近した場合にも、接触と同様に危険行為とみなす。
3. 空中接触(被害の程度を問わない)
4. フックアウト
5. カラビナをかけずにランチャー台へ立つ行為
6. 飛行前の安全確認を実施せずにテイクオフしようとする行為
7. その他役員会で危険と判断された行為

● 5. その他

1. 駐車禁止

(1) ランディング場付近の農道及びテイクオフ入口の林道は駐車禁止とする。

2. 飛行禁止区域

以下の区域は飛行禁止とする。ランディングもしてはならない。

(1) 成田空港, 福島空港, 百里飛行場(航空自衛隊), 霞ヶ浦飛行場(陸上自衛隊), 宇都宮飛行場(陸上自衛隊), 下総飛行場(海上自衛隊)などの航空管制圏内。

(2) 東海村, 大洗町などの原子力関連施設。

(3) 市街地にランディングする可能性のある空域。

(4) 筑波山周辺の飛行禁止空域 (参考地図 1)

① 筑波山ロープウェイつつじヶ丘駅を起点とし、女体山駅を終点としたロープウェイ施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下。

② つつじヶ丘駅駐車場はランディング禁止。

③ 筑波山神社周辺の飛行禁止区域として、半径 200m 以内及び海拔 500m 以下。

④ 筑波山鋼索鉄道 (ケーブルカー) 宮脇駅を起点として、筑波山頂駅を終点としたケーブルカー施設に対し、半径 200m 以内及び上空 200m 以下。

(5) 丸山に設置されている風車 2 基周辺の飛行禁止区域として、水平方向半径 200m 以内、鉛直方向に関しては海拔 800m 以下。(参考地図 2)

参考：風車の座標

1号機 (南側) N : 36° 17' 31" E : 140° 09' 03"

2号機 (北側) N : 36° 17' 36" E : 140° 09' 06"

(6) 別紙飛行制限区域 (広域版) で定める飛行禁止区域及び高度制限

羽田空港離発着の航空機進路変更に伴う危険回避対応策として以下制限を追加する。

① 足尾ハングテイクオフ以南かつ、つくし湖以西は飛行禁止とする。

② 不動峠以南は飛行禁止とする。

③ ①及び②以外の場所は原則高度制限を 1,500m 以下とする。ただし、茂木ゴール以北、及び鬼怒川以西は高度制限の対象外とする。

3. 禁止行為

(1) 農道(車両が通る道路)の上空を通過する最終進入コースをとる着陸

(2) 機体解体場および駐車場への着陸

● 6. 会員ルール

1. 会員である証明として、入会時及び会員更新時に発行される会員証を携帯しフライトする。

2. 何らかの理由により会員証を紛失した場合は、速やかに会員証の再発行手続きを行う。

● 7. ビジタールール

フライト資格

1. JHF の P 証技能証または同等以上と認められる外国の技能証を有すること。外国の技能証の場合には推薦会員の責任において内容を確認する。

2. 必ず、会員の推薦と同行を受けること。

3. P 証を持たないビジターは JHF 教員(会員であること)が推薦し、同行した場合に限ってフライトできる。

● 8. フライト手続

- 1.板敷エリアにてフライト行う者は、会員・ビジターを問わず、フライト前に所定の入山者名簿に必要項目すべてを記入する。
- 2.ビジターはフライト前にビジターフライト申し込み用の封筒に所定事項を記入のうえ、フライト料2,000円を同封して推薦者に預ける。さらに、会員と同様に入山者名簿に記名する。
- 3.当エリアのフライト未経験者は、この他に所定の誓約書への署名・提出が必要となる。また、推薦者からエリアルールやランディングについての説明を受け、ランディング場を自分の目で確認する。
- 4.アウトサイド、山チン、スタチンをした場合は推薦者に報告しアウトサイドの処理規定に従って事後処理を行う。
- 5.推薦者はフライト確認後、預かった封筒をエリア関連ショップに提出する。また、ビジターは入山者名簿に下山報告を記入する。
- 6.フライトをしなかった場合のフライト料は推薦者からビジターに返却する。
- 7.フライト手続きを正しく行い、会のルールを遵守すること。ビジターのフライト手続きの履行及びエリアルールの遵守については推薦者が一切の責任を負う。

改定履歴

改定年月日	改定内容	備考
2010/6/14	4. その他	「2.飛行禁止区域」にある名称修正
2013/11/14	2. ランディング場	冬ランディング場一部返却に伴う地図修正
2015/11/07	5. 会員ルール	会員証の取り扱いについて修正
2016/06/18	7. フライト手続の章化	入山者名簿記入のルール化。及びこれに伴う章改定
2017/05/08	1. 会員ルールの前提 7. ビジタールール	会員ルールに会員証についての記載を新設。及びこれに伴う章改定 ビジタールールに推薦条件について詳細追記
2018/10/14	2. ランディング場	ランディング場借地箇所追加に伴う地図修正
	5. その他	2.飛行禁止区域 (4)筑波山周辺の飛行禁止区域及び(5)丸山風車周辺の飛行禁止区域を修正
2020/11/17	5. その他	2.飛行禁止区域 (6)別紙飛行制限区域（広域版）追加、地図の別紙化
	改訂履歴	10年を超えた改訂履歴の削除（印刷対応） 旧改訂履歴は過去資料参照のこと
2022/3/13	3. ランディングルール	アウトサイドのルールを明文化